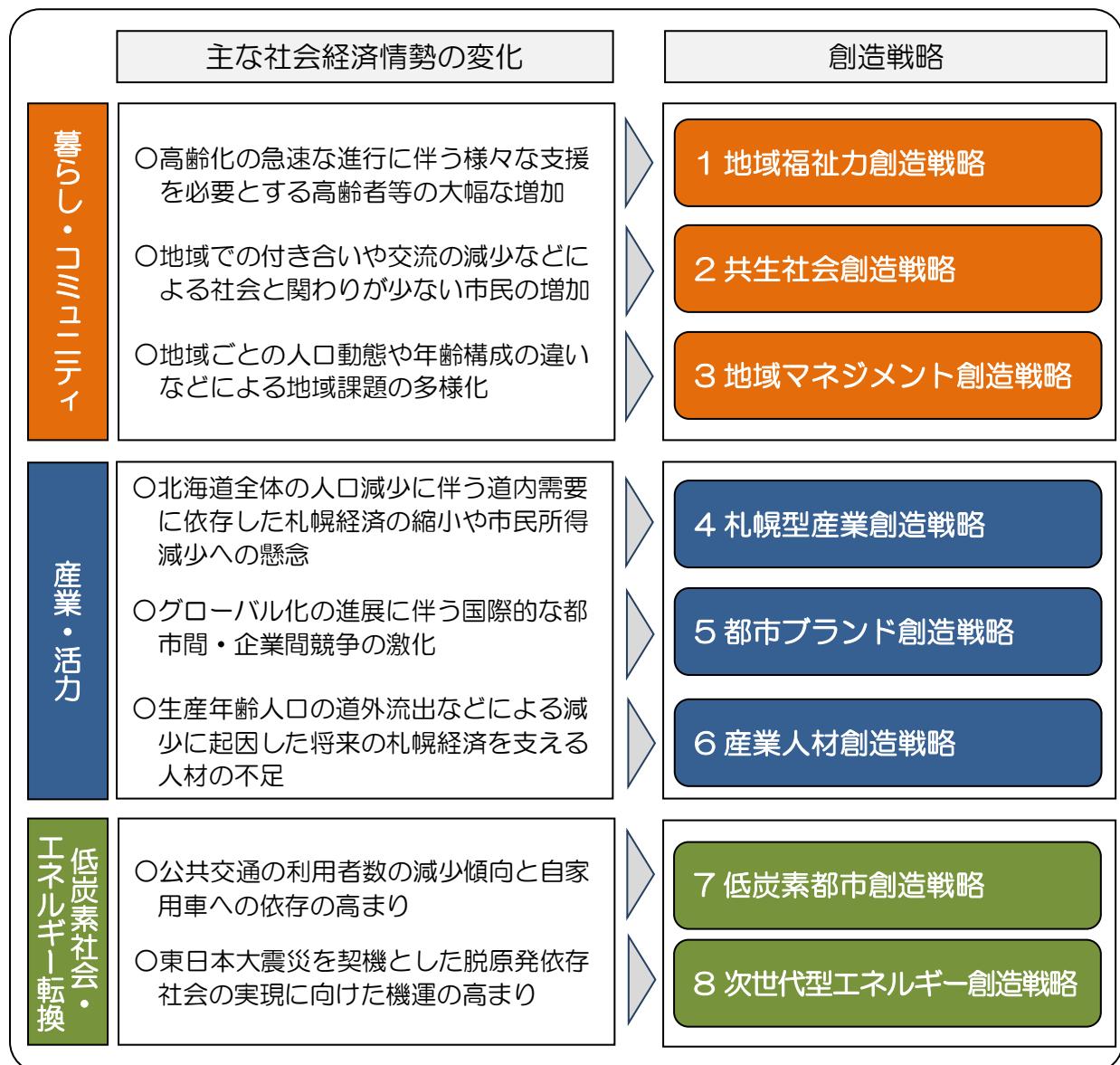


第1章 創造戦略

この章では、ビジョン編第5章に示す3つのテーマごとに、社会経済情勢の変化や札幌ならではの強みと弱みを踏まえた戦略設定のための分析（SWOT分析¹⁴⁾を行った上で、時代の変化に的確に対応するための8つの創造戦略を設定します。

今後、これらの創造戦略に経営資源を集中的に配分することで、将来を担う子どもたちのための輝かしい未来を創造していきます。



¹⁴ 【SWOT分析】1960年代に考案された、もともとは企業経営を展望するための組織のビジョンや戦略を企画立案する際に利用する現状分析手法の一つ。SWOTは、Strengths(強み)、Weaknesses(弱み)、Opportunities(機会)、Threats(脅威)の頭文字を取ったもの。札幌市の分析状況は参考資料1～3のとおり。

第1節 暮らし・コミュニティ

戦略の設定

人口減少や少子高齢化の進行に伴う高齢単身世帯¹⁵の増加や、貧困等の様々な要因による社会的孤立¹⁶の顕在化などに対応するため、地域¹⁷でのつながりや支え合いによる共助¹⁸の意識の醸成と、これらを補完する地域社会の仕組みづくりに取り組む必要があります。また、少子化を背景とした、子どもを社会全体で育てる意識の高まりや、ノーマライゼーションの理念の浸透を踏まえ、子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、誰もが社会に参加できる環境づくりが重要となります。さらには、複雑多様化する地域課題の解決に向けて、まちづくり活動の担い手の育成や活動主体同士の連携などによる地域資源の活用を通じて、地域マネジメントを推進していく必要があります。そこで、「暮らし・コミュニティ」のテーマでは、3つの創造戦略を掲げます。

創造戦略1

地域福祉力創造戦略

～市民が孤立することのない地域づくり～

創造戦略2

共生社会創造戦略

～全ての市民が社会に参加できる地域づくり～

創造戦略3

地域マネジメント創造戦略

～地域資源の活用の推進～

¹⁵ 【高齢単身世帯】65歳以上の人一人のみの世帯。

¹⁶ 【社会的孤立】社会の中で居場所、社会的な安定性を持たない社会的集団又は個人を指す。

¹⁷ 【地域】この場合の「地域」とは、行政区より小さい、生活に身近な空間的広がりを指す。

¹⁸ 【共助】地域における多様な生活ニーズへの的確な対応を図るため、自立した個人が主体的に関わり、支え合うこと。

創造戦略1 地域福祉力創造戦略～市民が孤立することのない地域づくり～

10年後の目指すべき姿

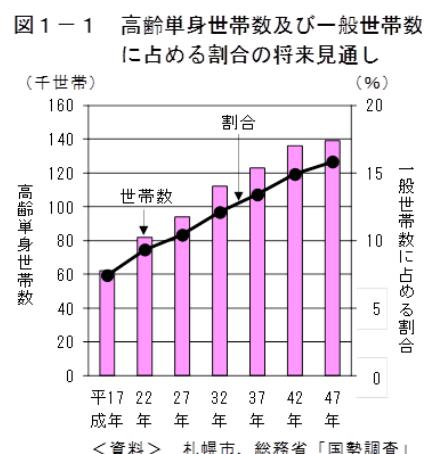
地域の支え合いによって、高齢単身世帯や障がいのある方、要介護者¹⁹などの社会的に孤立しがちな市民を始め、支援を必要とする市民が支援を受けられる環境が整うとともに、行政機関などによる地域に密着した保健福祉サービスが充実しています。また、災害発生時に支援を必要とする要援護者²⁰への支援体制も充実しており、誰もが安心して暮らしています。

1-① 市民の孤立を防ぐ支え合いの環境づくり

現状分析と施策の方向性～SWOT分析より～（参考資料1参照）

平成37年（2025年）には、おおむね8世帯に1世帯が高齢単身世帯となり、社会的に孤立しがちな人が増えると予想されます。

これに対応して、市内で活動する約2,200の単位町内会や、その連合体である90の連合町内会など地域の組織基盤を生かした住民同士の見守りや支え合いなどを通じて、孤立を防ぐ環境をつくる必要があります。



身近な地域における住民同士の見守りや支え合いにより、支援を必要とする市民の孤立を防ぐため、住民組織などによる地域福祉活動に対する支援を充実します。

さらに、これらの地域福祉活動団体や民生委員・児童委員²¹、ボランティア団体、NPO、企業などの連携を促進し、地域福祉のネットワーク化を推進することにより、地域の共助による重層的な見守り体制を構築します。

¹⁹ 【要介護者】介護が必要な状態にある65歳以上の人又は政令で定められた特定疾病が原因で介護が必要な状態にある40歳から64歳までの人。

²⁰ 【災害時要援護者】高齢者、要介護者、障がいのある方、難病患者、妊婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人など、災害時に自分や家族だけでは避難が難しく、また、避難場所での生活に困難を來す住民のこと。

²¹ 【民生委員・児童委員】民生委員は、民生委員法によって設置が定められている、地域住民の福祉向上のための相談、指導、調査などの自主的な活動や、福祉事務所などへの協力活動を行う民間奉仕者。児童福祉法によって児童委員を兼ねている。

＜主な取組＞

●地域福祉活動に対する支援を充実します。

【地域福祉活動主体などへの支援強化】

○地区福祉のまち推進センター²²の活性化

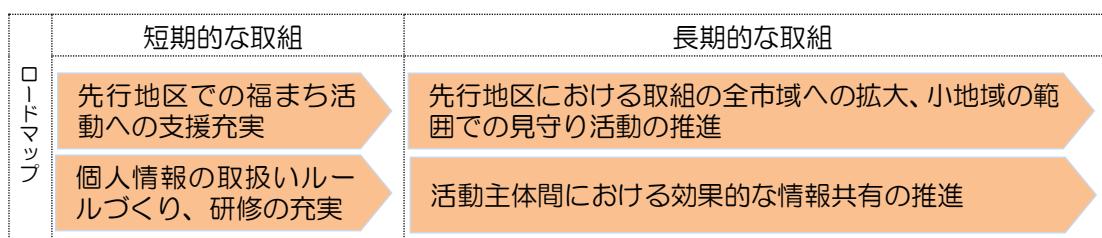
単位町内会レベルの小地域の範囲での日常的な見守り活動を推進するため、先駆的な取組の紹介やマニュアル作成などを通じた支援の充実により、地区福祉のまち推進センターの活性化を図ります。

○民生委員・児童委員活動への支援体制の強化

高齢者などへの相談・支援を行う民生委員・児童委員活動の充実を図るため、研修の充実などを通じて支援体制を強化します。

○活動主体間の情報共有化

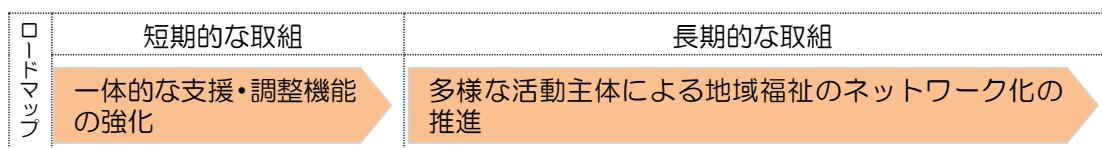
地域福祉活動の活性化を図るため、見守りが必要な要支援者に関する取扱いのルールを確立させ、地域の活動主体間における共有化を推進します。



●重層的な見守り体制を構築します。

【地域福祉のネットワーク化の推進】

地域の重層的な見守り体制を構築するため、区役所、まちづくりセンター²³、社会福祉協議会²⁴による一体的な支援・調整機能の強化を通じて、民生委員や地区福祉のまち推進センターなどの多様な活動主体による地域福祉のネットワーク化を推進します。



【企業などとの連携推進】

多様な社会資源を地域の見守りに活用するため、宅配事業者などとの見守り連携協定の締結を推進するとともに、企業やNPOなどが事業活動の中で要支援者の異変を発見した際の確認・通報体制の充実を図ります。

²² 【地区福祉のまち推進センター】市民の自主的な福祉活動を行う組織として、おおむね連合町内会を単位とした範囲に市内 89 箇所設置し、一人暮らしの高齢者の見守りなど多様な活動を実施している。

²³ 【まちづくりセンター】住民組織の振興、地区の要望などの収集、市政の周知などに加え、様々なまちづくり活動を支援する地域の拠点として市内に 87 箇所設置(平成 25 年 4 月 1 日現在)。

²⁴ 【社会福祉協議会】地域福祉の向上を目的として、地域住民及び公私の福祉機関、団体により構成された社会福祉法に基づく民間福祉団体。



＜成果指標＞

指標選定の考え方	指 標	現状値	目標値
孤立を防ぐ環境に対する市民意識を示す指標	孤立死 ²⁵ について心配していない市民の割合	43.1% (平成 22 年度)	〇〇% (平成 34 年度)
地域福祉活動に取り組む団体数を示す指標	福祉推進委員会 ²⁶ を組織している単位町内会数	1,176 団体 (平成 23 年度)	〇〇団体 (平成 34 年度)

1-② 地域に密着した保健福祉サービスを提供する環境づくり

現状分析と施策の方向性～SWOT分析より～（参考資料1参照）

要介護等認定者数や障がい者数は増加傾向にあり、今後も増えていく見込みです。このため、市内に集積している医療・福祉等の関係機関や、登録数が増加している市内で活動するNPO²⁷などと連携し、要支援者の適切な把握と相談・支援体制を充実させる必要があります。

自ら支援にたどり着けない市民の増加に対応するため、支援を必要とする市民を適切に把握する体制を構築します。また、一人一人の状況やライフステージ²⁸に応じたきめ細やかな支援を行うため、保健・福祉・医療の関係機関の公助²⁹による実効性のあるネットワークを強化することで、相談・支援体制の充実を図り、地域で必要な保健福祉サービスが受けられる環境づくりを推進します。

²⁵ 【孤立死】ここでは、周囲との交流がなく、地域から孤立している状況の中で、自宅などで誰にも看取られず一人で亡くなり、発見までに時間を要した死をいう。

²⁶ 【福祉推進委員会】地区福祉のまち推進センター等の支援を受けながら、単位町内会の範囲で地域住民による日常的な見守り活動などを行う組織。

²⁷ 【NPO】ノンプロフィット・オーガナイゼーション(Non-Profit Organization)の略。民間の非営利組織のことをいう広い概念。一般的には、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

²⁸ 【ライフステージ】人間の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職など)によって区分される生活環境の段階。

²⁹ 【公助】行政が個人や地域の取組を支援したり、個人や地域レベルでは解決できない問題に取り組むこと。

＜主な取組＞

●支援を必要とする市民を適切に把握する体制を構築します。

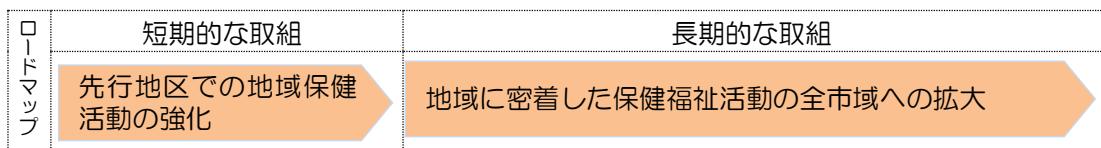
【地域へのアプローチの強化】

○保健師などの地域への派遣強化

要支援者に対する支援体制の充実を図るため、保健・医療・福祉を担当する職員などによる地域保健活動や訪問相談、個別支援を強化します。

○地区担当別の行政組織への移行推進

地域に密着した支援体制を構築するため、区役所における組織体制について、現行の業務担当別から地区担当別への移行を推進します。



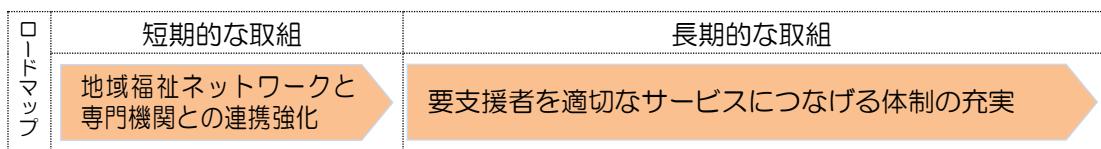
【地域福祉ネットワークの連携強化】

○地域福祉ネットワークと専門機関との連携強化

支援を必要とする市民を把握し、適切なサービスにつなげていくため、地域の福祉ネットワークと専門機関との連携を強化します。

○まちづくりセンターの地域福祉活動支援機能の強化

まちづくりセンターが、地域活動のコーディネーターとしての役割をより一層発揮できるようになるため、区役所から必要な情報提供を行い、まちづくりセンターの地域福祉活動への支援機能の強化を図ります。



●地域で必要な保健福祉サービスが受けられる環境づくりを推進します。

【相談・支援体制の充実】

○相談・支援機関の拡充

身近な地域での相談機関の機能充実を図るため、地域包括支援センター³⁰、障がい者相談支援事業所³¹などの相談・支援機関を拡充します。

○区役所総合相談機能の強化

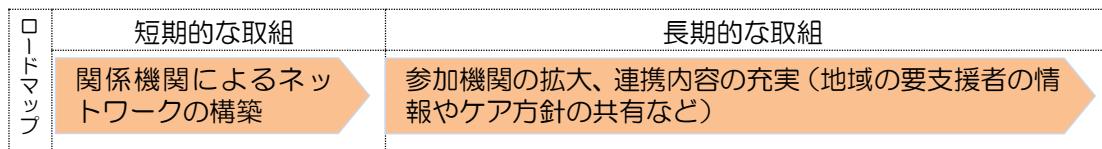
それぞれの世帯の複雑多様な課題やニーズに対しても、「もれ」や「きれめ」のない支援につなげていくため、区役所における窓口間の連携強化による総合相談機能を強化します。

³⁰ 【地域包括支援センター】 介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

³¹ 【障がい者相談支援事業所】 障がいのある方や家族からの地域生活に関する全般的な相談に応じ、福祉サービス等の情報提供や関係機関との連絡調整などを行う機関。

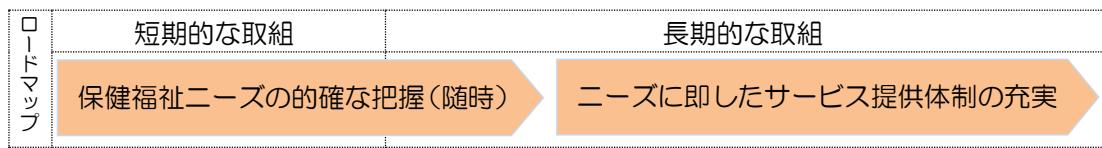
○地域医療・介護ネットワークの強化

かかりつけ医の普及促進や在宅医療³²・在宅介護³³を推進するため、地域の医療・介護の関係機関が参加する会議や勉強会などを通じて病診連携³⁴や医療と介護のネットワークを強化します。



【サービス提供体制の充実】

高齢者や障がいのある方等の地域生活や在宅介護などを支えるため、実態に即した適切なサービス量を確保するとともに、サービス提供体制の充実に努めます。



＜成果指標＞

指標選定の考え方	指 標	現状値	目標値
必要な保健福祉サービスが受けられる環境に対する市民意識を示す指標	生活や健康福祉に関して困っていることや相談したいことの相談先がない高齢者の割合	27.0% (平成 22 年度)	〇〇% (平成 34 年度)
障がいのある方にとってのまちの暮らしやすさを示す指標	障がいのある人にとって地域で暮らしがいのあるまちであると思う人の割合	28.1% (平成 24 年度)	〇〇% (平成 34 年度)

³² 【在宅医療】希望する市民ができる限り住み慣れた自宅などで療養し、医師などが訪ねて診療すること。

³³ 【在宅介護】要支援又は要介護者が自宅で生活しながら、各種の介護サービスを受けること。

³⁴ 【病診連携】地域医療等において、核となる病院と地域内の診療所が行う連携のこと。必要に応じて、患者を診療所から専門医や医療設備の充実した核となる病院に紹介し、高度な検査や治療を提供する。快方に向かった患者は元の診療所で診療を継続する仕組み。

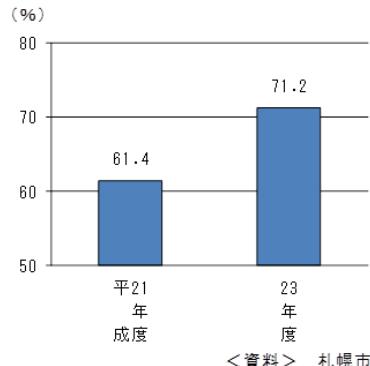
1-③ 災害に備えた地域防災体制づくり

現状分析と施策の方向性～SWOT分析より～（参考資料1参照）

東日本大震災³⁵を契機として、防災に対する市民の意識は高まっています。また、被災地では、避難所での寒さや物流機能の停止による物資不足などが課題として指摘されています。

札幌市においても、実践的な地域防災体制づくりや災害時要援護者に対する支援体制を充実させるとともに、積雪寒冷地の特徴的な課題である避難場所の防寒対策を進める必要があります。

図1-2 家庭で防災対策をしている市民



地震などの大規模災害に備え、地域の避難場所における防災機能の向上に向けた環境整備を推進します。また、自力で避難することが困難な災害時要援護者への避難支援の充実強化など、市民、地域の自主防災組織³⁶、企業、行政が連携した防災協働社会³⁷の実現を目指した実践的な地域防災体制づくりを進めます。

＜主な取組＞

●避難場所の環境整備を推進します。

【学校施設などの防災機能の向上】

○避難場所の防寒対策などの推進

冬季の災害に備えた避難場所の環境整備を推進するため、暖房用エネルギー供給設備の設置など防寒対策を推進します。

○学校施設の耐震化などの推進

避難場所の防災機能を向上させるため、学校施設の窓ガラスや照明器具などの非構造部材や受水槽の耐震化を推進するとともに、玄関スロープや車いす対応トイレの設置などバリアフリー³⁸化を推進します。

³⁵ 【東日本大震災】平成23年3月11日、三陸沖で発生したマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震により引き起こされた大災害。最大震度7の強い揺れと国内観測史上最大の津波を伴い、東北・関東地方を中心とする広い範囲に甚大な被害をもたらした。また、福島第一原子力発電所が被災し、放射性物質が漏れ出す深刻な事態になった。

³⁶ 【自主防災組織】災害対策基本法で規定されている、住民による任意の防災組織。主に町内会などが母体となって住民が自主的に連携して防災活動を行う任意団体。

³⁷ 【防災協働社会】市民、地域の団体、企業及び行政が連携して、災害の被害を軽減するため日々から防災活動を行う社会。

³⁸ 【バリアフリー】高齢者や障がいのある方などが、社会生活をしていく上で障壁となるものを除去すること。道路、建物、交通手段など物理的なものだけではなく、社会的、制度的、心理的なものを含めた全ての障がいを無くすことを意味している。



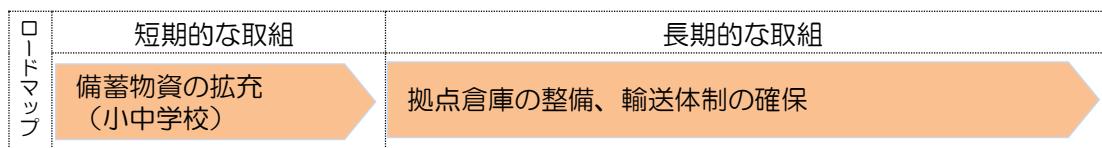
【応急救援備蓄物資の整備・配置】

○防災備蓄倉庫の整備

災害時における応急救援備蓄物資を効果的に供給するため、被害集中地区への物資配送拠点となる防災備蓄倉庫（拠点倉庫）を整備するとともに、輸送体制を確保します。

○小中学校への備蓄物資の拡充

避難場所における冬季の災害発生に備えた備蓄物資を確保するため、発災直後から必要となる食糧や毛布、寝袋、移動式灯油ストーブなどの備蓄物資を拡充するとともに、全ての小中学校への分散配置を進めます。



●実践的な地域防災体制づくりを進めます。

【自助³⁹・共助に基づく地域の防災力強化】

○避難場所運営研修などの充実

災害時に避難場所の開設・運営を円滑に行うため、地域の自主防災組織や学校、区役所等が参加する研修などの充実を図ります。

○防火・防災教育の推進

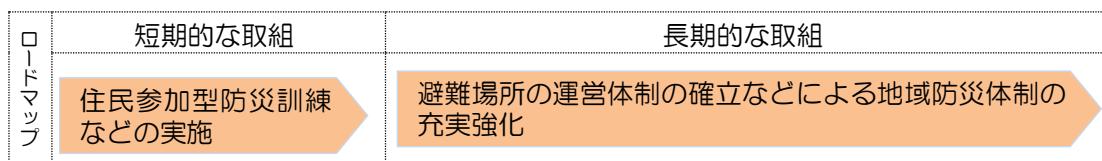
将来の自主防災活動の担い手を育成するため、幼少年期から継続した防火・防災教育を推進します。

○災害情報伝達体制の充実

災害時に市民一人一人が的確な行動を取れるようにするために、携帯電話などを活用した災害情報の伝達体制の充実を図ります。

○火災分析を踏まえた情報発信の充実

火災や地震などの災害時に市民が的確に対応できるようにするために、地域ごとの火災事象の分析を行い、実態を踏まえた効果的な情報発信の充実を図ります。



³⁹ 【自助】自分や家族の身を自ら守ること。

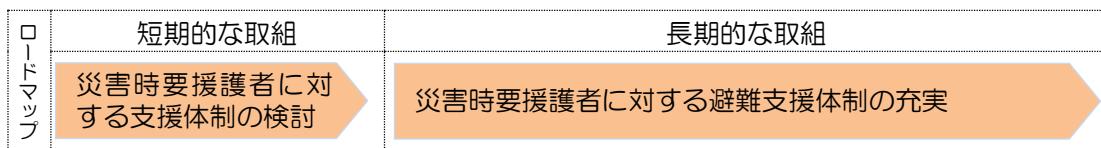
【災害時要援護者対策の強化】

○要援護者の避難支援体制等の充実

高齢者や障がいのある方など、災害時に支援が必要な市民への対策を強化するため、地域等での情報共有や避難支援体制の充実を図ります。

○配慮を要する市民の生活環境の充実

外国人や女性など、災害時に配慮を要する市民への対策を強化するため、避難時の支援強化や避難場所での生活環境の充実を図ります。



＜成果指標＞

指標選定の考え方	指 標	現状値	目標値
市民の防災行動に対する取組状況を示す指標	災害に対する備えを行っている家庭の割合	72.8% (平成 24 年度)	〇〇% (平成 34 年度)
地域の自主的な防災活動の充実度を示す指標	災害に備えた活動を行っている自主防災組織の割合	84.6% (平成 24 年度)	〇〇% (平成 34 年度)

創造戦略2 共生社会創造戦略～全ての市民が社会に参加できる地域づくり～

10年後の目指すべき姿

性別や年齢、障がいの有無などに関わらず、全ての市民が持てる能力を社会の中で発揮し、経済的にも自立しながら生きがいをもって生き生きと暮らしています。また、子どもや若者⁴⁰を社会全体で育していく意識が高まっています。さらに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境が整っています。

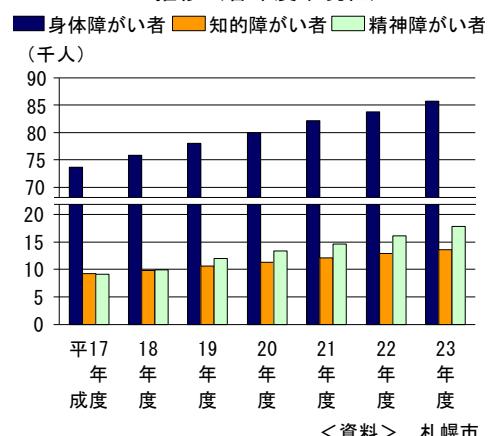
2-① 地域で共生する環境づくり

現状分析と施策の方向性～SWOT分析より～（参考資料1参照）

65歳以上の高齢者は今後10年間で約20%増加する見込み（平成27年（2015年）：49万人→平成37年（2025年）：58万人）であり、障がいのある方の数も増加傾向にあります。また、経済的な困難を抱える層が拡大しており、生活保護費が増加する傾向にあります。

こうした中にあっても、団塊世代の退職に伴う元気な高齢者の増加やノーマライゼーション⁴¹に対する意識の高まりなどを生かし、誰もが地域の中でお互いを認め合いながら、健康で生きがいをもって共に暮らす共生のまちづくりを進めいく必要があります。

図1-3 障がい者（手帳保持者）数の推移（各年度末現在）



子どもと高齢者との多世代交流や障がいのある方との日常的なふれあいなどを通じて、市民一人一人がお互いを尊重しながら共生・協働できる地域づくりを推進します。また、豊富な社会経験や知識・技能を有する高齢世代などが積極的に社会に参加し、生涯現役で生きがいをもって暮らせる環境づくりを進めます。

⁴⁰【若者】主に18歳から34歳の人をいう（札幌市若者支援基本構想による）。

⁴¹【ノーマライゼーション】高齢者や障がいのある方などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会の在り方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。

<主な取組>

●共生・協働できる地域づくりを推進します。

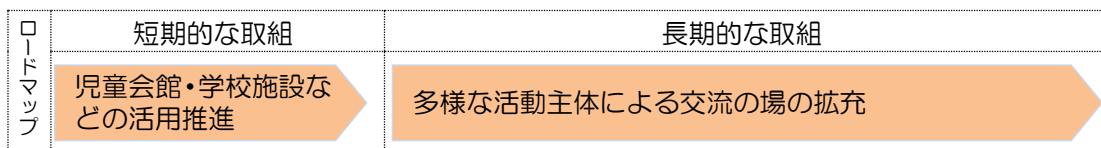
【地域における多世代交流などの促進】

○児童会館の活用推進

地域における多世代交流を促進するため、子どもと大人の交流の場として児童会館の更なる活用を推進します。

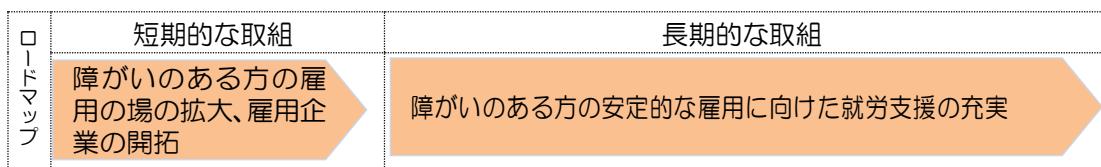
○多様な活動主体による交流の場の拡充

住民同士の交流を促進するため、学校や福祉施設など多様な社会資源を活用した多世代交流の場の創設や多様な活動主体による交流の場の拡充を図ります。



【障がいのある方への就労支援の充実】

障がいのある方の雇用の場を確保し、地域での自立した生活を支えていくため、障がいのある方もない方も共に働く場の拡充や、障がいのある方を雇用する企業の開拓など就労支援の充実を図ります。



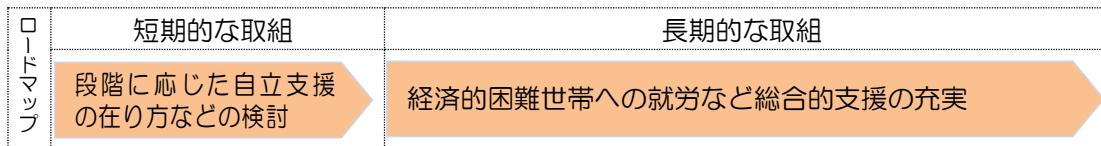
【経済的困難を抱えた方の社会的自立の推進】

○就労困難者に対する支援強化

長期間未就労の生活保護受給者などの社会参加意識や就労意欲の向上を図るため、就労体験的なボランティア活動の場を拡充し、中間的就労⁴²など本人の段階に応じた自立のための支援を検討します。

○ひとり親家庭への就業支援の充実

ひとり親家庭の生活の安定を確保するため、就業に向けた資格取得への支援や相談体制などの充実を図ります。



⁴² 【中間的就労】一般的な就労が困難な人に対して、社会的な自立に向けたサポートをする仕組みを組み込んだ就労形態。例えば、ソーシャルファーム（支援付き雇用などを行う社会的事業所）での就労など。

●生涯現役で生きがいをもって暮らせる環境づくりを進めます。

【高齢世代などを対象とした生きがいづくりや生涯学習⁴³の充実】

○まちづくり活動への参加促進

生涯現役で活躍できる環境づくりを推進するため、退職世代を対象としたセミナーや、生涯学習と地域のまちづくり活動とのマッチング⁴⁴などにより、まちづくり活動への参加を促進します。

○ボランティア活動の一体的な支援の充実

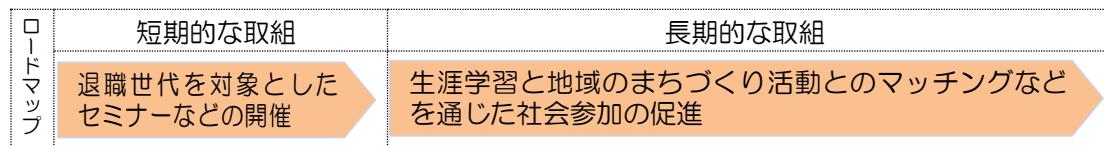
市民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを推進するため、ボランティアの研修から登録、活動のコーディネートまでを一体的に支援する体制の充実を図ります。

○ボランティアポイント制度の拡充

市民の生きがいづくりや社会貢献化活動を促進するため、ボランティア活動に応じて様々な特典と交換ができるポイント制度を拡充します。

○高齢世代の活躍機会の拡充

知識や経験を持つ高齢世代の専門人材を活用し、生涯現役社会を実現するため、企業やソーシャルビジネス⁴⁵の場で活躍する機会の提供を進めるとともに、遊休農地⁴⁶等を活用して行う自給的農業や就農など（定年起農）を支援します。



<成果指標>

指標選定の考え方	指 標	現状値	目標値
障がいのある方にとってのまちの暮らしやすさを示す指標【再掲 11 ページ】	障がいのある人にとって地域で暮らしやすいまちであると思う人の割合	28.1% (平成 24 年度)	〇〇% (平成 34 年度)
高齢者の社会参加の状況を示す指標	高齢者の活動度（社会貢献活動を行う高齢者の割合）	57.8% (平成 24 年度)	〇〇% (平成 34 年度)
障がいのある方の一般就労の状況を示す指標	就労支援施設などの福祉施設から一般就労への移行者数	182 人 (平成 22 年度)	〇〇人 (平成 34 年度)

⁴³ 【生涯学習】学校での教育や学習のみならず、生涯にわたって、あらゆる機会や場所において、各人の興味・関心や社会的な課題などに応じ、自発的な意思と選択に基づき行われる様々な学習活動のこと。

⁴⁴ 【マッチング】合うものをみつけること、合うものを組み合わせること。

⁴⁵ 【ソーシャルビジネス】環境、医療、福祉など地域の様々な社会的課題を、ビジネスの手法を用いて解決しようとする事業。

⁴⁶ 【遊休農地】耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

2-② 子ども・若者を社会全体で育成・支援する環境づくり

現状分析と施策の方向性～SWOT分析より～（参考資料1参照）

全国的に少子化が進む中で、札幌でも子育てに対する不安や負担を感じている保護者の割合は高い状況にあります（平成23年度（2011年度）市民アンケート：65.1%）。

また、ニート⁴⁷や引きこもりなどの社会的自立が困難な若者が増加している中、町内会や地域福祉活動団体など地域の組織基盤の存在や、市内を拠点に活動するNPOなどを生かし、子育てや若者の自立を支える体制の充実を図る必要があります。



子育て家庭が子育てしやすい環境づくりを進めるとともに、地域の重要な担い手である子ども・若者に対する地域資源⁴⁸を活用した多様な学びの機会の創出やまちづくり活動への参加機会の拡充など、子どもの年齢等に応じた様々な支援の充実を図ります。また、社会的自立が困難な若者に対する支援体制を充実し、社会参加や就労を促進します。

＜主な取組＞

●子育てしやすい環境づくりを進めます。

【地域での子育て支援の充実】

○子育てサロン⁴⁹などの充実

子育て家庭の育児に対する不安感や負担感の軽減を図るために、区保育・子育て支援センター（ちあふる）⁵⁰の全区設置等を通じた子育て家庭への個別支援を強化するとともに、子育てサロンの充実を図ります。

○ひとり親家庭などへの学習支援等の推進

ひとり親家庭などの子どもの健やかな成長を支援するため、学習支援や生活相談等の場の設置を推進します。

○社会的養護⁵¹体制の充実

家庭で適切な養育を受けられない子どもに対して、安全で安心して育つことのできる環境を提供するため、児童相談所などの相談・支援機能を強化するとともに、里親の育成を始めとした社会的養護体制の充実を図ります。

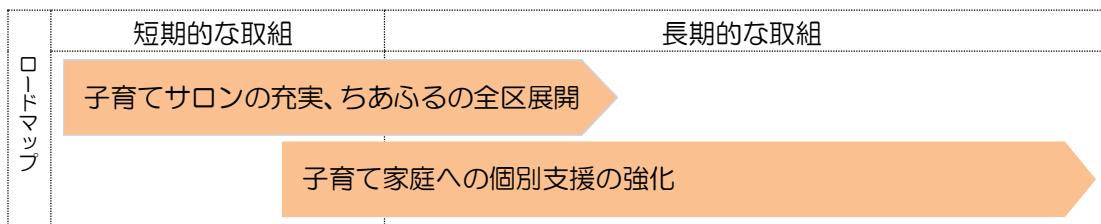
⁴⁷ 【ニート】仕事に就いておらず、就職活動もしていない若者のうち、家事も通学もしていない人。

⁴⁸ 【地域資源】地域のまちづくりを進める上で、活用できる施設や活動主体、人材などの総称。

⁴⁹ 【子育てサロン】子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換ができる場。

⁵⁰ 【区保育・子育て支援センター（ちあふる）】保育サービスに加えて、子育てサロンを始めとする様々な子育て支援に関するサービスを提供する施設。

⁵¹ 【社会的養護】家庭において適切な養育を受けることができない子どもを、社会が公的な責任の下で育てる仕組み。



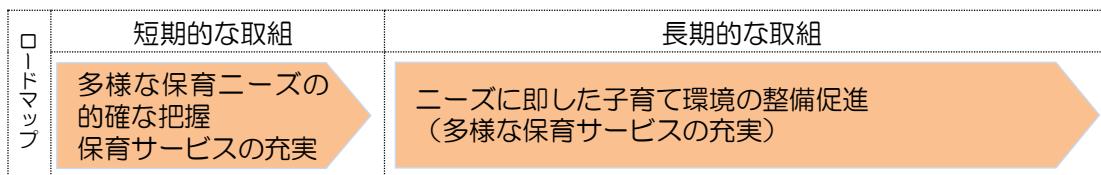
【きめ細やかな保育サービスなどの提供】

○保育サービスの充実

多様な保育ニーズに対応するため、小規模保育などの地域型保育⁵²や休日保育を推進するとともに、延長保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業⁵³を拡充し、保育サービスの充実を図ります。

○放課後児童クラブ⁵⁴の利便性向上

小学校に通う子どもを持つ子育て家庭への支援の充実を図るため、小学校と児童会館の併設化などにより、放課後児童クラブの利便性を向上させます。



●子ども・若者の多様な学びやまちづくり活動への参加機会を拡充します。

【子どもの多様な学びの機会の充実】

○学校と地域の連携促進

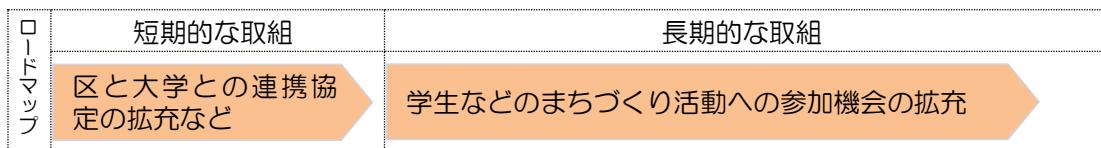
子どもの教育支援を更に充実させるため、地域の人材による学校支援などを通じて学校と地域が一体となって子どもの学びを支える仕組みづくりを推進します。

○児童会館の活用推進

子どもの多様な学びの機会の充実を図るため、地域の住民との交流を通じた学びの場として、児童会館の更なる活用を推進します。

【学生や若者のまちづくり活動への参加促進】

将来のまちづくりの担い手として、若者のまちづくり活動への参加機会を拡充するため、区と大学との連携協定の拡充などにより、学生や若者のまちづくり活動への参加を促進します。



⁵² 【地域型保育】 少人数の乳幼児を預かる保育施設などの身近な地域での保育機能。

⁵³ 【地域子ども・子育て支援事業】 子ども・子育て家庭を対象として地域の実情に応じて実施する事業

⁵⁴ 【放課後児童クラブ】 放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る事業。

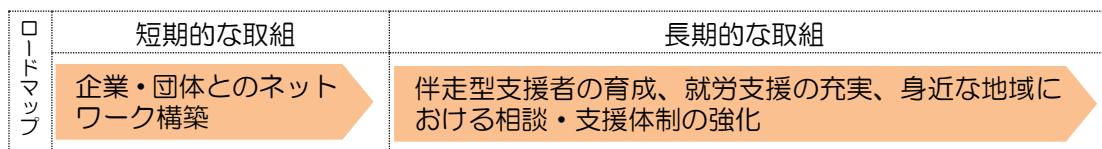
●社会的自立が困難な若者への支援体制を充実します。

【相談・支援体制の強化】

ニートや引きこもりなどの社会的自立が困難な若者を支援するため、若者支援総合センターを核として、教育機関などと連携した自立支援プログラムの充実を図るとともに、身近な地域における相談・支援体制を強化します。

【就労支援の充実】

自立支援が必要な若者の社会参加を促進するため、地域の企業や団体とのネットワーク構築を進めるとともに、伴走型支援⁵⁵者の育成や就労支援の充実を図ります。



<成果指標>

指標選定の考え方	指 標	現状値	目標値
子育て環境全般に対する市民意識を示す指標	子どもを生み育てやすい環境だと思う市民の割合	41.8% (平成 24 年度)	〇〇% (平成 34 年度)
保育環境の充実度を示す指標	保育所待機児童 ⁵⁶ 数	1,389 人 (平成 24 年度)	〇〇人 (平成 34 年度)

2-③ 歩いて暮らせるまちづくり

現状分析と施策の方向性～SWOT分析より～（参考資料1参照）

高齢者が増加する中、今後は自家用車を使用しない市民も増加していくことが見込まれることから、計画的に整備された市内の公共交通ネットワークを生かし、誰もが日常生活に支障なく安全で快適に暮らし続けることができるまちづくりを進めていく必要があります。

自家用車を利用しない市民も住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、生活利便機能の維持・向上を推進するとともに、多くの市民が訪れる地下鉄駅周辺施設などの利便性を向上し、歩いて暮らせるまちづくりを進めます。

⁵⁵【伴走型支援】支援者がマンツーマンで対象者を担当し、社会適応のプロセスを支援するという支援モデル。

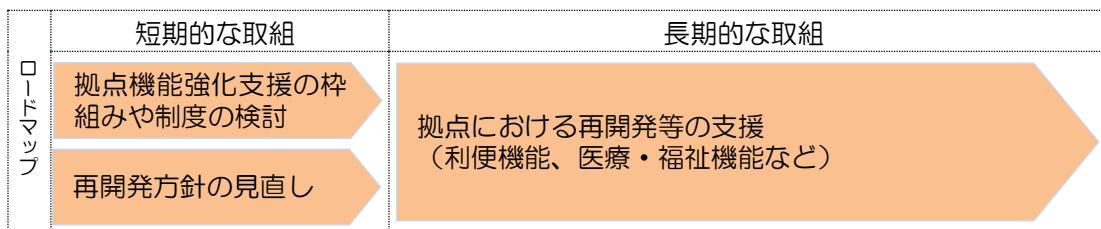
⁵⁶【待機児童】認可保育所への入所を希望し、市に申込書を提出している子どものうち、入所要件を満たしているにもかかわらず入所できずにいる子ども。

<主な取組>

●生活利便機能の維持・向上を推進します。

【地域の拠点の機能向上】

周辺地域からアクセスしやすい地下鉄駅周辺などの地域の拠点としての利便性を高めるため、再開発⁵⁷などを通じて商業や医療などの都市機能⁵⁸や交流機能の集積を図るとともに、区役所などの公共施設の集約化を推進します。



【生活利便機能が維持された市街地の形成】

○日常的な生活利便機能確保への支援

身近な地域における日常的な生活利便機能の維持を図るため、土地利用計画制度の適正な運用や、高齢者などが買い物しやすい環境づくりに取り組む商店街の取組への支援を行います。

○地域の特性に応じた交通の確保

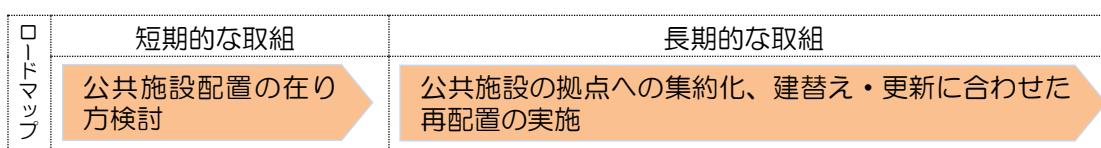
自家用車を持たない市民の利便性を確保するため、地域の需要に応じた路線バスルートの見直し等の運行の最適化を図る取組や、多様な主体と連携した生活交通を確保する取組などを推進します。

○高齢者向け居住機能の集積促進

高齢者が安心して快適に暮らすことができる居住環境を確保するため、利便性の高い地域へのサービス付き高齢者向け住宅などの居住機能の集積を促進します。

○公共施設の併設化などの検討

公共施設の効率的な再配置を推進するため、学校、まちづくりセンター、児童会館など目的別に設置されている公共施設の併設化や機能統合等の検討を進めます。



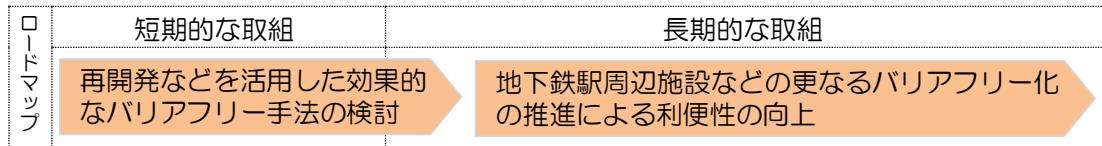
⁵⁷ 【再開発】既存の市街地を再整備することを指し、都市再開発法に基づく「市街地再開発事業」や、国土交通省所管の要綱に基づく「優良建築物等整備事業」など様々な手法がある。

⁵⁸ 【都市機能】都市の持つ種々の働きのことで、業務、商業、居住、工業、交通、政治、行政、教育などの諸活動によって担われる。

●地下鉄駅周辺施設などの利便性を向上します。

【バリアフリー化の推進】

高齢者を含む歩行者の利便性の向上を図るため、再開発等を活用した空中歩廊⁵⁹の整備や地下接続などを進めるとともに、地下鉄駅周辺などの重点整備地区におけるバリアフリー化を推進します。



<成果指標>

指標選定の考え方	指 標	現状値	目標値
住んでいる地域の住環境の充実度を示す指標	住んでいる地域の住環境に満足している人の割合	80.1% (平成 24 年度)	〇〇% (平成 34 年度)
公共交通の利用度を示す指標	公共交通の利用者数	107 万人 (平成 23 年度)	〇〇万人 (平成 34 年度)

⁵⁹ 【空中歩廊】高架等によって車道から立体的に分離された歩行者専用の通路。

創造戦略3 地域マネジメント創造戦略～地域資源の活用の推進～

10年後の目指すべき姿

地域活動の担い手となる人材が育成されるとともに、活動主体同士による連携も深まり、様々な地域資源が創出・活用されています。また、多様化する地域課題の解決に取り組む住民の主体的な活動が活発化するとともに、行政による支援も充実し、課題に的確に対応した地域マネジメント⁶⁰が推進されています。さらに、市民・企業・行政の協働による地域特性に合わせた除排雪などにより、雪と共存した札幌らしい冬の暮らしが実現しています。

3-① 地域活動を活発化する環境づくり

現状分析と施策の方向性～SWOT分析より～（参考資料1参照）

地域コミュニティ⁶¹の中核を担っている町内会の加入率は年々低下しており、地域活動の担い手不足が課題となっています。

こうした中で、元気な高齢者の増加や市内を拠点として活動するNPOの増加などを生かし、地域活動の担い手の育成や活動団体同士の連携を促進して相互に補完する環境づくり、さらには活動の場づくりを進めていく必要があります。

人と人のつながりによる地域コミュニティの形成を促進するため、地域のまちづくり活動の担い手となる人材を発掘・育成します。さらに、様々な活動主体同士の連携を促進し、相乗効果による活動の活発化を図るとともに、市民の居場所・活動拠点づくりを推進します。

＜主な取組＞

●まちづくり活動の担い手となる人材を発掘・育成します。

【まちづくり活動を担う人・団体への支援】

○町内会への加入促進

地域コミュニティの中心的組織である町内会の活性化を図るため、各種情報媒体による、町内

⁶⁰ 【地域マネジメント】 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、経営的な発想を持って市民・企業など地域の様々な活動主体の連携の下で行う主体的な取組。

⁶¹ 【地域コミュニティ】 ここでは、コミュニティとは、地縁、血縁、文化的背景、価値観などに基づく共同体をいい、そのうち、地縁的な要素の大きいものを地域コミュニティという。

会の役割への理解を進める情報発信の強化や、不動産関連団体等との連携を通じた加入促進などを進めます。

○子どもの地域活動への参加促進

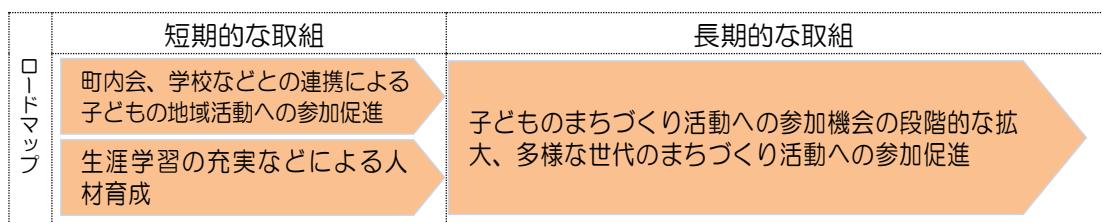
将来のまちづくりの担い手を育成するため、学校、PTA、町内会などの連携により子どもの地域活動への参加を促進します。

○高齢世代などのまちづくり活動への参加促進

まちづくりの担い手を創出し、地域のまちづくり活動を活発化するため、退職世代を対象としたセミナーや、生涯学習と地域のまちづくり活動とのマッチングなどにより、高齢世代等のまちづくり活動への参加を促進します。

○市民活動団体への支援の充実

NPOやボランティア団体などによる市民活動を促進するため、市民活動サポートセンター⁶²等による活動場所の提供や運営に対する支援の充実を図ります。



●様々な活動主体同士の連携を促進します。

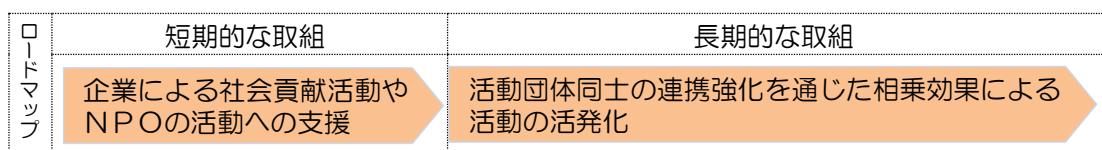
【地域資源のネットワーク化】

○学校施設などの有効活用

地域資源のネットワーク化により、相乗効果によるまちづくり活動の活発化を推進するため、様々な活動主体が交流し相互に連携できる場として学校施設などを有効に活用します。

○企業・NPOなどへの支援

企業やNPOなどの連携を通じて地域のまちづくり活動を活発化するため、企業の社会貢献活動（CSR⁶³）の立ち上げ支援や、多様な活動主体と連携して地域の課題解決に取り組むNPOへの支援を行います。



●市民の居場所・活動拠点づくりを推進します。

【地域コミュニティ活動の場づくりへの支援】

○空き家・空き店舗などの活用支援

地域コミュニティの活性化を図るため、地域活動や文化芸術活動の場として、空き家や空き店

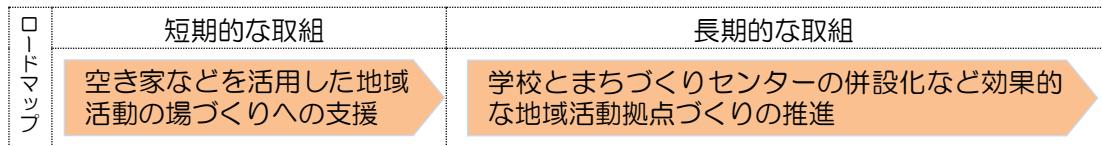
⁶² 【市民活動サポートセンター】 札幌で活動しているボランティアやNPO団体など、さまざまな分野の市民活動団体を支援する総合拠点。

⁶³ 【CSR】 コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティ(Corporate Social Responsibility)の略。企業の社会的責任。法令順守や社会貢献など、一般に企業が社会に対して果たすべき責任。

舗などの活用を支援します。

○市民集会施設など活動拠点の整備・改修支援

市民の居場所・活動の場づくりを推進するため、地区会館や市民集会施設などの整備・改修支援や、学校とまちづくりセンターの併設化の検討を進めます。



＜成果指標＞

指標選定の考え方	指 標	現状値	目標値
地域活動への市民の意識を示す指標	町内会加入率	71.1% (平成 24 年度)	〇〇% (平成 34 年度)
NPO活動の活発さを示す指標	市内に主たる事務所を置くNPO認証法人数	854 団体 (平成 24 年度)	〇〇団体 (平成 34 年度)

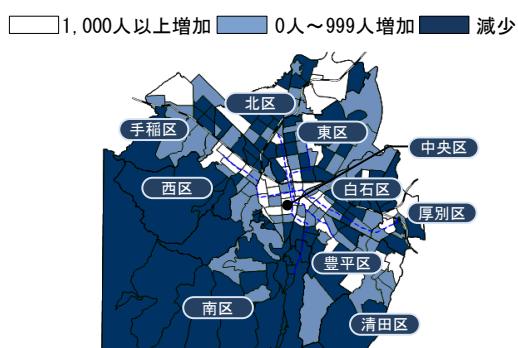
3-② 地域マネジメントの推進

現状分析と施策の方向性～SWOT分析より～（参考資料1参照）

市内の人団動態⁶⁴や年齢構成は、地域によって大きく異なっており、地域課題も多様化しています。

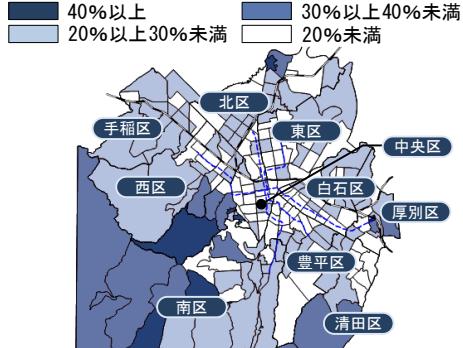
こうした中で、地域に密着したまちづくりの拠点となる「まちづくりセンター」の存在を生かし、地域の特性や課題に合わせた地域マネジメントを進めていく必要があります。

図1-4 札幌市の統計区⁶⁵別人口増加数
(平成12年～17年)



注：「国勢調査」の結果による。 <資料> 札幌市

図1-5 札幌市の統計区別高齢化率
(平成22年10月1日現在)



注：「国勢調査」の結果による。65歳以上の人口の割合
<資料> 札幌市

市民が主体的に取り組む地域活動を支援するため、町内会を始めとした地域の様々な活動主体間のネットワークの構築に向けたまちづくりセンターなどによる支援・調整機能を強化します。また、幅広い市民、団体が参加する区民協議会⁶⁶等の活動の活発化を図るとともに、地域の特性に合わせた課題解決への支援などにより、地域マネジメントを推進します。

＜主な取組＞

●まちづくりセンターなどによる支援・調整機能を強化します。

【様々な活動主体間のネットワークの構築】

○まちづくり協議会などへの参加促進

地域による主体的なまちづくりを進めるため、まちづくりセンター等がコーディネート⁶⁷役となり、連合町内会を中心としたまちづくり協議会⁶⁸等への参加団体を多様化するなど参加促進に取り組み、地域内における様々な活動主体間のネットワークの充実を図ります。

⁶⁴ 【人口動態】出生・死亡、転入・転出などを合わせた人口の動き。

⁶⁵ 【統計区】区よりも小さな地域の統計情報を集計するため、札幌市が独自に設定している地理的区域で、市内を206に分割している(平成24年10月31日現在)。長期間にわたって集計結果を比較できるよう、区域の境界線は、幹線道路や大きな河川、字界(あざかい)など、一般的に変動要素が少ないものとしている。

⁶⁶ 【区民協議会】区内の様々な団体等の代表者などで構成した、区民意見の調整や合意形成を行うための組織。

⁶⁷ 【コーディネート】調整し、全体をまとめること。

⁶⁸ 【まちづくり協議会】地域で活動している様々な団体などがゆるやかに結びつき、それぞれが得意分野を活かしながら、地域の課題解決や目標実現のためのネットワーク組織。

○活動主体への支援充実

地域のまちづくり活動を活性化させるため、まちづくりセンター等による活動主体への行政情報や統計データの提供、関係部局とのコーディネートなどの支援の充実を図ります。

ロードマップ	短期的な取組	長期的な取組
	まちづくり協議会などの設置促進	参加団体の多様化、ネットワークの充実

●地域マネジメントを推進します。

【区民協議会などの活性化】

市民自治の実践による地域課題の解決を支援するため、地域の意見をまちづくりに反映する仕組みづくりを進めるとともに、地域に対する効果的な支援の在り方を検討し、区民協議会やまちづくり協議会などの活性化を図ります。

ロードマップ	短期的な取組	長期的な取組
	地域の意見などをまちづくりに反映する仕組みづくり	地域に対する効果的な支援の在り方検討、各構成団体の特長を生かした地域課題解決の取組の更なる促進

【地域課題に対応した活動に対する支援強化】

○地域課題の分析を踏まえたまちづくりへの支援

地域の特性や課題を踏まえたまちづくりを推進するため、地域カルテ⁶⁹や地域マップ⁷⁰などの活用を進めるとともに、地域ごとの将来を展望した「地域まちづくりビジョン」の策定を支援します。

○商店街による地域課題解決の促進

商店街と地域団体などとの連携による地域課題の解決を促進するため、地域の将来像を共有し、商店街の新たな役割や可能性の発見と協調的な取組を生み出す場の構築を促進します。

ロードマップ	短期的な取組	長期的な取組
	地域カルテ・マップを活用した地域情報の集約・分析	地域の特性や課題を踏まえた「地域まちづくりビジョン」策定への支援

【地域を重視した効果的な行政組織体制の構築】

地域の身近な行政機関である区役所の特性を生かし、全市一律の取組では解決できない地域課題に対応していくため、地域への組織横断的な支援の在り方や、区役所と本庁の機能・役割分担の在り方などの検討を進め、効果的な行政組織体制を構築します。

ロードマップ	短期的な取組	長期的な取組
	区役所と本庁の機能・役割分担の在り方検討	地域課題の解決を支援するための効果的な行政組織体制の構築

⁶⁹ 【地域カルテ】 統計データなどを再整理し、まちづくりセンターの区域で再分析することにより、地域のまちづくり活動団体が更に活性化するための参考資料として札幌市が作成した資料。

⁷⁰ 【地域マップ】 地域の公共施設や交流サロンの状況などをマップに記載するとともに、統計データや災害予測(ハザード)などの分析結果をマップで表現したもの。

<成果指標>

指標選定の考え方	指 標	現状値	目標値
市民活動の活発さを示す指標	「市民まちづくり活動」に参加したことのある市民の割合	41.8% (平成 24 年度)	〇〇% (平成 34 年度)
地域活動への市民の意識を示す指標【再掲 25 ページ】	町内会加入率	71.1% (平成 24 年度)	〇〇% (平成 34 年度)

3-③ 雪と共に存した暮らしの推進

現状分析と施策の方向性～SWOT分析より～（参考資料1参照）

積雪寒冷による冬期間の厳しい気候や、年間6mもの降雪量がある札幌の特性を踏まえ、冬も安心して快適に暮らしていくための雪対策が重要です。

また、人口構成の変化など地域ごとの特性に合わせた効果的な除排雪を推進するとともに、雪と共に存した札幌らしい冬の暮らしの実現を目指していく必要があります。

冬の安心な暮らしに欠かすことのできない雪対策を効果的かつ効率的に進めるため、市民・企業との協働による地域特性に合わせた除排雪を推進します。また、ウインターポートの振興や雪を楽しむイベントの魅力向上などにより、札幌らしい雪と共に存した冬の豊かな暮らしを実現します。

<主な取組>

●地域特性に合わせた除排雪を推進します。

【市民・企業との協働の推進】

○市民への理解促進と民間サービスとの連携推進

市民・企業との協働による生活道路環境の向上を図るため、地域との懇談会や小中学校での出前授業などを通じて、幅広い世代への除排雪に対する理解を促進するとともに、民間の雪処理サービスとの連携方策の検討などを進めます。

○地域内雪処理の推進

排雪量を抑制した効率的な除排雪を推進するため、既存の流雪溝⁷¹等の未利用エネルギーの活用による地域内雪処理の検討などを行うとともに、利用可能な公共用地を地域の雪置き場として活用します。

⁷¹ 【流雪溝】道路下に設置された流雪溝本体に下水処理水や河川水を送水し、道路上の投雪口から沿線住民が投雪作業を行い、水の流れを利用して雪を流す施設。

○冬のボランティアの推進

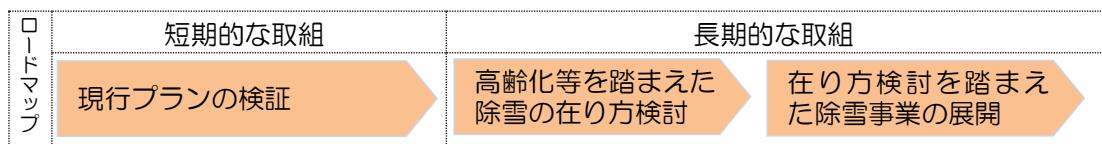
自力での除雪が困難な高齢者や障がいのある方を対象とした福祉除雪を推進するため、地域のネットワークを通じた地域協力員の確保や企業・団体などによる協力を促進するとともに、大学等との連携などを通じた冬のボランティア活動への若い世代の参加を促進します。

○雪対策情報の効果的な発信

除排雪作業の見込みや異常気象時にとるべき行動、雪たい積場の開設状況などの情報を、より多くの市民・企業に提供するために、様々な媒体を通じて効果的に発信します。

○除雪の在り方検討

今後の高齢化と人口減少を踏まえた除雪の在り方について検討するため、市民、有識者などによる議論を進めます。



【冬季道路環境などの向上】

○バス路線の除排雪強化

公共交通の運行の円滑化を図るため、バスレーン（専用・優先）や狭小バス路線の幅員確保に向けた除排雪を強化します。

○交通事業者との連携体制の構築

渋滞箇所や危険箇所を効果的に解消するため、バスやタクシーの事業者との間で道路環境に関する情報共有や連携体制を構築します。

○通学路などの除排雪強化

冬季の歩行環境の向上を図るため、多くの市民が通行する公共施設周辺の歩行環境の改善を図るとともに、子どもたちの安全を確保するための通学路の除排雪を強化します。

○冬期間も快適な歩行空間の創出促進

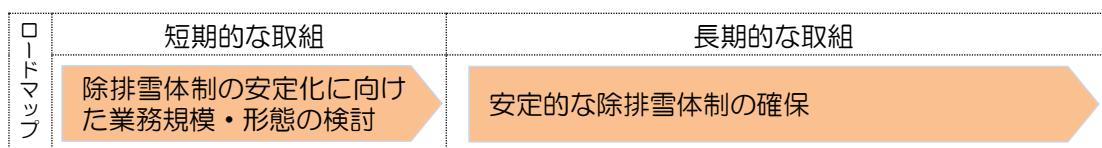
高齢者を始め、誰もが冬期間でも安心・快適に移動することができる空間を創出していくため、再開発などを活用した地下鉄コンコースへの接続や、空中歩廊による駅への接続などを促進します。

○除雪事業者などの経営・雇用の安定化推進

除排雪体制を確保するため、除雪事業者や従事者の経営・雇用の安定化に向けた業務規模・形態の検討や、除排雪に必要な機械を安定的に確保します。

○大雪時などの連携体制強化

大雪時などにおける除排雪等を迅速に行うため、関係部局・機関との情報連絡体制の強化など雪害対策実施本部の機能を強化します。



●雪と共に冬の豊かな暮らしを実現します。

【冬を楽しむウインターランドスポーツなどの振興】

○地域の人材発掘と活用

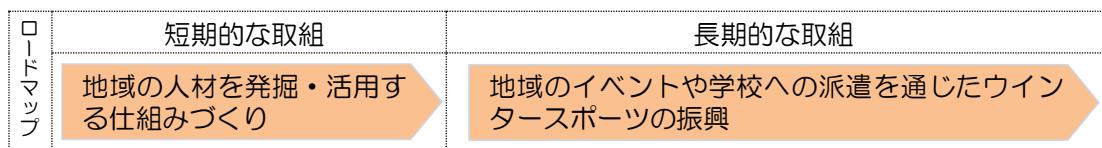
身近なウインターランドスポーツの振興を図るため、スキー指導者などの地域の人材を発掘し、身近な冬のイベントや学校などに派遣する取組を推進します。

○冬季スポーツ大会の開催・誘致推進

ウインターランドスポーツの魅力を広く発信するため、2017年アジア冬季競技大会を開催するほか、冬季スポーツ国際大会の誘致を推進します。

○冬のイベントの魅力向上

市民自身が雪に親しみ、冬の暮らしを楽しむライフスタイルを推進することで、国内外への発信力を高めるため、雪まつりなど既存の冬のイベントの開催の在り方を再構築し、魅力の向上を図ります。



<成果指標>

指標選定の考え方	指 標	現状値	目標値
協働による雪対策の取組状況を示す指標	冬の暮らしに関する地域内協働の取組に参加した団体数	1,096 団体 (平成 24 年度)	〇〇団体 (平成 34 年度)
市民のウインターランドスポーツ活動の活発さを示す指標	ウインターランドスポーツをする市民の割合	11.1% (平成 23 年度)	〇〇% (平成 34 年度)